

火災保険(すまいの保険・企業財産の保険)

最長保険期間短縮のご案内

平素より格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。

弊社では、ご契約期間の初日が2022年10月1日以降の火災保険(セコム安心マイホーム保険(家庭総合保険)、普通火災保険、店舗総合保険)におきまして、保険期間を最長10年間から最長5年間に短縮する改定を実施いたしました。

このたびの改定につきまして、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

■ ご契約いただける最長保険期間の改定(10年から5年への短縮)

- ◆ 2021年6月に損害保険料率算出機構(注)により参考純率が改定されました。この参考純率改定により、自然災害リスクの長期的な評価が難しくなっていることを受け、適用できる保険期間が最長10年から最長5年に短縮されました。

(注) 損害保険料率算出機構とは、損害保険業の健全な発展を図るとともに、お客さまの利益を保護することを目的として設立された中立機関です。損害保険の料率は「純保険料率」と「付加保険料率」からなっていますが、損害保険料率算出機構ではこのうち「純保険料率」を算出し、参考値として保険会社に提供しており、これを「参考純率」といいます。

- ◆ 上記を踏まえて、2022年10月に保険期間を最長5年に短縮する改定を実施することといたしました。
- ◆ ご契約条件により、保険料や補償内容について、従前に比べて大きく変更となる場合がございますので、申込書等に記載された保険料についてご確認をいただきますようお願い申し上げます。
- ◆ 以下の帳票は、最長保険期間「10年間」の前提で作成しておりますので、ご契約期間の初日が2022年10月1日以降のご契約につきましては、保険期間に関する記載のうち「10年」を「5年」に読み替えていただきますようお願い申し上げます。

- ・セコム安心マイホーム保険新規契約申込書(重要事項説明書)
- ・火災保険新規契約申込書(重要事項説明書)
- ・セコム安心マイホーム保険 パンフレット
- ・店舗総合保険 パンフレット
- ・企業向け火災保険(安心ビジネスプラン) パンフレット

■ その他ご注意いただきたいこと

- ◆ 火災保険では、過去に複数回の商品改定を実施しております。特に、長期契約を締結いただき、このたび満期を迎えるご契約者さまにつきましては、複数回の商品改定の影響を受けるため、保険料が大きく変更となるだけでなく、補償内容も大きく変更となる可能性がありますので、予めご了承をいただきますようお願い申し上げます。なお、直近のセコム安心マイホーム保険の商品改定内容につきましては、裏面に概要を掲載しておりますので、あわせてご確認ください。(地震保険についても、複数回の改定を実施しております。あわせてご確認ください。)

今回満期となるご契約が1年を超える長期契約のご契約者さま

2022年10月以前に実施しているセコム安心マイホーム保険の主な改定内容について、以下のとおりご案内いたします。今回満期となるご契約の保険始期日が改定時期よりも前の場合は、以下の改定についてもあわせて適用されます。

<2010年1月以降始期契約の主な改定>

- 住宅火災保険、住宅総合保険を販売中止し、家庭総合保険(セコム安心マイホーム保険)に統一しました。
- 構造級別の変更等を実施しました。
- 水災補償の損害額が保険価額の30%以上の場合、従来の縮小してお支払いする方式から実損害額を補償する方式に変更しました。

<2011年1月以降始期契約の主な改定>

- 建物の評価額を算出する方法を変更しました。
- 風災・雪災などで損害額が20万円に満たない場合でも、お支払いの対象としました。
- 臨時費用保険金の支払割合で30%・100万円限度とするタイプは、10%・100万円限度に変更しました。
- 借家人賠償責任補償特約に修理費用保険金を取り込みました。(補償限度額:300万円)
- 破損・汚損損害補償特約の免責金額を3万円に統一しました。

<2015年10月以降始期契約の主な改定>

- 保険期間は最長で10年までとなりました。
- すべてのご契約で新価基準にて保険金をお支払いする契約としました。
- 臨時費用保険金補償特約は、補償内容を拡大して盗難事故の場合でも補償対象となりました。
- 敷地内構築物修理費用補償特約は特約としては廃止し、敷地内構築物(屋外設備・装置)は、普通保険約款で建物保険金額までの補償が可能となりました。

<2020年1月以降契約の主な改定>

- 残存物取片づけ費用、損害範囲確定費用、仮修理費用の3費用を損害保険金に含むこととしました。また、損害額が保険金額を超える場合には、上記3費用を残存物取片づけ等費用保険金として、保険金額の30%を限度に別枠でお支払いすることとしました。
- 罹災時に再評価を行わない「評価済保険」を導入し、約定付保割合の改定を実施しました。
- 保険契約者等が所有または運転する車両の衝突・接触を補償の対象としました。
- 生計を共にしない親族が所有する家財を補償の対象に追加しました。
- 動物、植物(生垣を除く)および稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するものを補償対象外としました。
- 免責金額について、「3万円」「5万円」を選択できるようになりました。
- 建物の築年数、補償内容および保険期間により保険料が決まる「建物建築年数別料率制度」を導入しました。

<2021年1月以降契約の主な改定>

- 建築基準法の改正(2019年6月25日施行)により、建物に対する防火性能規制が変更となったことに伴い、火災保険の構造規定を変更しました。
- 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属等を「高額貴金属等」と定義し、個別に明記する方式から、高額貴金属等の保険金額を設定して包括的に補償する方式へ変更しました。
- 一定の条件を満たすセコム安心マイホーム保険のご契約者様を対象に、毎月一定数、セコム(株)の防災グッズが抽選で当たるセコム損保の付帯サービス(懸賞)を開始しました。

★上記すべての改定時に、保険料の改定を実施しています。また、2022年4月に保険料の改定を実施しています。

(注) 今回の改定とは別に、上記の改定により建物の保険金額や約定付保割合の見直しが必要となる場合があります。

★地震保険は、2015年10月(長期契約時の改定(自動継続から長期年払方式へ))、2017年1月(保険料・損害区分と保険金支払割合等の改定)、2019年1月(保険料・割引確認資料範囲の拡大)および2021年1月(保険料・長期係数の改定)に改定を実施しており、2022年10月に保険料・長期係数の改定を実施いたします。

※このご案内は、火災保険(セコム安心マイホーム保険(家庭総合保険)、普通火災保険、店舗総合保険)および地震保険のご契約を対象としております。

※このご案内は、2022年10月の改定概要をご説明したものです。更に詳しい内容をお知りになりたい場合には、取扱代理店にお問い合わせいただくか、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報等)または約款をご覧ください。